

むつ市スポーツ指導者バンク事業実施要綱

平成30年11月13日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）を設置し、市のスポーツ及びレクリエーション活動（以下「スポーツ活動」という。）の普及及び振興を図ることを目的とする。

(登録基準)

第2条 指導者バンクに登録されるスポーツ指導者（以下「登録指導者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) スポーツ活動の普及及び振興に理解と熱意がある者
- (2) スポーツ活動における指導資格を保有している者又は選手として長年関わってきた者若しくは指導に携わってきた者
- (3) 指導者バンクを利用し、登録指導者による指導を希望する者（以下「利用者」という。）の方針に沿って、競技の指導者又は競技の大会の参加時等の指導者として活動できる者

(登録方法)

第3条 指導者バンクに登録を希望する者は、むつ市スポーツ指導者バンク登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 登録指導者内容書（様式第2号）
- (2) 取得している指導者資格認定証、登録証等の写し、又はそれらに類する書類の写し

2 市長は、登録を決定した場合は、申請者に対し、むつ市スポーツ指導者バンク登録通知書（様式第3号）を交付する。

(登録の変更又は取消)

第4条 登録指導者は、登録内容に変更が生じた場合又は活動を継続できない事情が生じた場合は、速やかに、むつ市スポーツ指導者バンク登録内容変更（取消）届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、登録指導者に活動を継続できない事情が生じたと認められる場合又は登録指導者としてふさわしくない行為があった場合は、登録を取り消すことができる。

(指導者バンクの利用の基準)

第5条 利用者は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 代表者が明確であること。
- (2) 活動する場所、設備、器具等指導を受ける体制が確保されていること。
- (3) 登録指導者の派遣が決定したときは、速やかに、登録指導者を含む参加者全員をスポーツ傷害保険等に加入させること。
- (4) 競技の大会等へ参加する場合は、その参加に係る手続、準備等について、一切の

責任を負うこと。

(指導者バンクの利用)

第6条 指導者バンクの利用の申出は、むつ市スポーツ指導者バンク紹介申出書(様式第5号)によるものとする。

2 市長は、前項の規定により申出を受けた場合は、登録指導者の中から指導者として適任であると認められる者を紹介する。

(完了報告)

第7条 利用者は、派遣された登録指導者からの指導を受けた最終日から起算して30日以内に、むつ市スポーツ指導者バンク利用事業完了届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 本事業を利用するために必要となる一切の経費は、利用者が負担するものとし、利用者と登録指導者の協議により決定する。

(個人情報の管理)

第9条 収集した個人情報は、むつ市個人情報保護条例(平成29年むつ市条例第4号)の規定に基づき適正に管理する。

(事故等が生じた場合の責任)

第10条 指導者バンクの利用に当たって生じた事故、損害等については、利用者の責任において処理するものとし、市長及び登録指導者は、一切の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクに関し必要な事項は、市長が別に定める。